

令和 2 年 1 月 27 日

静岡県環境審議会会長 様

静岡県環境行政研究会 会長 様

御川における環境基準の水質項目の見直し（検討）

令和 2 年 6 月 3 日付け環化第 51 号による通知に基づき、当研究会に付託されたこと  
とについて、審議の結果、別添のとおり結論を得たので報告します。

河川における環境基準の水質類型の見直し

水質部会報告

令和7年1月27日

静岡県環境審議会水質部会

## 1 趣旨

特選農産物生産者協議会、会期18年6月3日(第19回常任委員会)において、静岡県知事から河津川等5市域における農産基準の水質指標の見直しについて諮問を受けた。

このことに関する検討を調査委員会から協議された当該委員、以下のとおり答覆を行った。

## 2 見直し対象水域

- (1) 河津川水域
- (2) 白川水域
- (3) 沼川上流水域
- (4) 芝川下流水域
- (5) 湯山川水域

## 3 委員会経過

期 日	審 議 事 項
令和9年7月21日	・河津川等5市域における農産基準の水質指標の見直し

## 4 審議内容

本委員会では、河津川等5市域における農産基準の水質指標の見直しに係る審議方針、計画等を協議した。

現時点における水質指標(水質、pH、ミネラル等の農産品質指標)の現状、現状に見合った水質指標の意見を集約し、類型の見直しとすべき水域がどうか、また、当てはまる類型等について検討した。

## 5 審議結果

河津川等5市域について、諮問のとおり水質指標への見直しが適当である。

(1) 河津川流域

河津川水系は静岡県法第98号（昭和56年11月25日）により、河津川水系を「河川A」と指定し、流域利用は「水質の達成」としている。

流域全体での「達成」のBOD-COD劣化係数は、7年前「河川A.A」の達成基準を達成している。

しかし、SS劣化係、Dの劣化係は「河川A.A」の達成基準を達成して達成している。

流域全体の河川管理者から、水質検査の「河川A.A」の達成しに反対する旨の意見が提出されている。

したがって、水質検査を見直し「河川A.A」とするのが適切である。

また、流域利用は、既に達成基準を達成して達成しているため「水質の達成」とすることが適切である。

施設	類型	達成期間	達成率	達成地点	目的
河津川流域	河川A	達成期間	95%以上 達成	達成	水質と水質改善



施設	達成期間
河川A.A	達成期間

## (2) 白田川水質

白田川水質は静岡県庁が公表する（平成9年3月25日）により、白田川水質の水質項目を「河川A」に指定し、濃度規程は「河川B標準」としている。

濃度規程の「しらかみ法」のBの100%水質規程は、0.7mg/l「河川AA」の濃度基準を達成している。

0.11、S-S平均値、BOD平均値は「河川AA」の濃度基準を超過して達成している。

流域町内の河川管理者から、水質検査の「河川AA」の見直しに反対する旨の意見が寄せられている。

なお、流域地域の「濁り値」（令和元年現在には上流の「聖日橋」で測定）において、令和4年度にBODの100%水質規程が高かったのは、流量が少なかったことによるものと考えられる。

したがって、水質規程を規程し「河川AA」とするのが適正である。

また、濃度規程は、既に水質基準を超過しているため「河川B標準」とすることが適正である。

項目	河川	濃度規程	指定年月	水質規程	水質目的		河川	濃度規程
白田川水質	河川A	河川B標準	令和11年度	しらかみ法	水質改善、農水利用	⇒	河川AA	河川B標準

### (3) 沼川上流水域

沼川上流水域(河川区画)の更新(平成16年(4月20日))により沼川第2級水質分岐点から上流の水質基準を「沼川C」に設定し、流域目標は「直ちに達成」としている。

なお、令和5年度の沼川上流水域の見直しに係る県環境審議会答申で、「4年連続してBの自然水水質が上流の基準を達成している沼川上流水域(沼川C)について、令和5年度の調査結果を踏まえ、見直しを検討すること」が求められている。

流域目標の「井田川橋」のBの自然水水質は、令和元年からの5年度の5年間「良好」の達成基準を達成している。

一方、S水質基準、BのB類別は「沼川B」の達成基準を超過して達成している。

流域目標は河川管理者から、水質改善の「沼川B」の見直しを反映する旨の意見が提出されている。

したがって、流域類型を見直し「沼川B」とするのが適当である。

また、達成目標は、BのB類基準を超過して達成しているため「直ちに達成」とすることが適切である。

河川	区画	流域目標	達成目標	測定地点	評価目的
沼川第2級水質分岐点から上流	沼川C	直ちに達成	BのB1見直し	大井川橋	県定河川水質改善



河川	流域目標
沼川B	直ちに達成

#### (4) 芝川下流の水域

芝川下流水域(静岡県内)は河川187号(平成元年3月29日)により河川187号から下流の芝川本流を「河川A」に指定し、建設期間を「直ちに建設」としている。

建設期間中の「建設費」のRの15%が建設費は、6年間の「河川A」の建設期間を想定している。

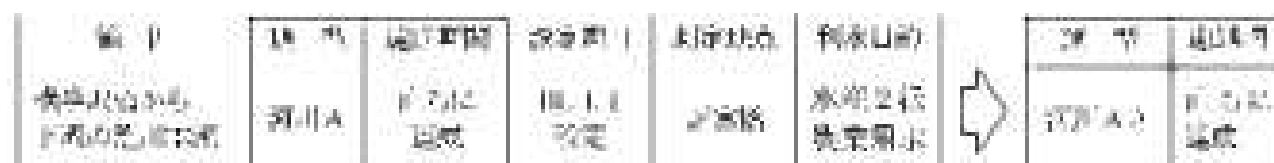
また、S,S率換算、15%の河川費は「河川A」の建設期間が前提して算出している。

流域の富士山から、「芝川上流(河川A)」に対して、令和4年度までの0.7%水質値が環境規制に不適合となっているたの見直しに對する一旨の意見が提出された。

しかし、芝川下流では河川187号において0.7%水質値が河川Aの環境基準を5%以上水質して達成しており、上流部の河川費を削減し、中下流部へ水質改善に對する取組を行うことから見直しを推進するのが適当であると判断する。

したがって、水質改善を見直し「河川A」にするのが適当である。

また、建設期間が、既に環境基準を超過して達成しているため「直ちに建設」とすることが適当である。



## (5) 馬山川流域

河川水質汚濁防止法第19条第1項第4号(昭和46年(11月20日)により、馬山川流域の本流域境界を「河川B」に指定し、指定期間は「3年」としている。

流域境界線の「色大橋」のBのB75%水質値は、9年度「河川D」の流域境界を達成している。


前1、Dの平均値は「河川B」の流域基準を継続して達成しているが、S.S平均値は直近3年間のうち令和元年・2年度に「河川B」の流域基準を達成していない。

流域の現状から、8年度における水質調査調査で、しばしば河川Bの流域境界を超過する項目(色、S.S)があるため先述のとおり「色」等の値見が検出された。

水質委員会では、色やS.Sが多少高い場合であっても、おおよそ95%水質値が十分満たされている場合には見直しを実施しており、S、B及び地点では色、S.Sが流域基準を達成できておらず、BのB75%水質値の流域基準達成状況をもって水質委員の見直しを実施していることから、見直しを実施することが適当であると判断する。

したがって、流域境界を見直し「河川B」とすることが適当である。

また、指定期間については、既に流域基準を継続して達成しているため「既に達成」とすることが適当である。

経 緯	流 域	指定期間	達成率	実施地点	河川Bの 水質B75% 流域用水		9年度	10年度
	馬川B	3年	75%以上 達成	色大橋			河川B	既に達成

## 6 その他

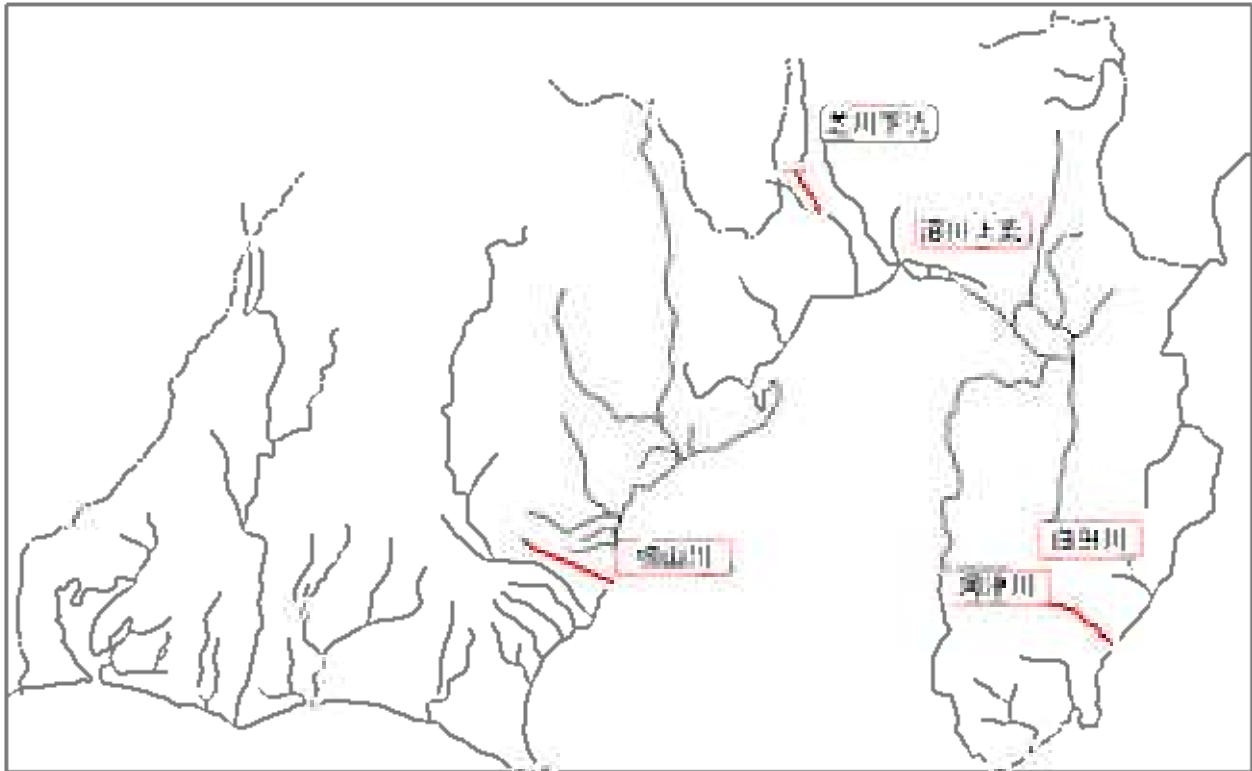
今年度河川の水質調査において、流域境界線の「色大橋」(河川Bの河川B)に位置しており、河川の影響を受けていることから、「色大橋」の水質については、流域境界の流域基準の維持状況を確認したいとされ、当該地点の見直しが求められた。

このため、河川の影響を受けている流域境界線における水質の評価方法について答復したところ、直近3年間のうち塩素イオン濃度の年間平均値が1,000mg/L(流域基準の10%相当)より高い場合がある流域は、河川の影響がない流域調査地点も含めて、当該調査地点の結果を除外して流域境界線の位置を評価することが適当であるとの結論が得られた。

ただし、年間平均値が1,000mg/L(流域基準の10%相当)超過の水質であっても、塩素イオン濃度の年人値が非常に高い場合は、水質委員会にて見直しを実施することが適当である。



## 見直し対象の5水域



## 環境基準点における 海水の影響について

令和7年1月27日

くらし・環境部環境局生活環境課

1

### ○環境基準点における海水の影響について (令和4年度水質部会で指摘された課題)

水質	読城市による見直しへの 反対意見	審議の結果
瀬戸川下流及び 新比奈川下流	市独自の水質調査BOD75%水質値が 環境基準非達成(焼津市、藤枝市)	環境基準点の「当日大橋」は瀬戸川の 河口付近に位置しており、海水の影響 を受けていることから、「当日大橋」の 水質だけでは、水質全体の環境基準 の維持達成状況を判断できない。

⇒令和4年度の水質部会にて、類型の見直しが審議され、見送りを決定  
環境基準点の水質評価の方法について検討する必要あり

2

## ○海水混入率及び塩素イオン濃度

「日本の通常の河川水では塩分濃度はほぼ0「‰」として良いので、海水の混入率は塩分濃度に比例し、海水塩分35「‰」で100%になると想定される。」(環境省環境平等部川年5月17日編入第19-2-図表第56-2より引用)

河川への海水混入率(%)	塩素イオン濃度(mg/L)
100	19,374
50	9,687
10	1,937
5	969
1	194

海水塩分35‰を海水混入率100%とし、塩素イオン濃度の換算式  
 $塩分S(‰) = 1.00655 \times 塩化物イオンCl^-(mg/L) \times 100\%$ (参考文献「1990「海洋観測指針」より)  
 を用いて算出

3

## ○海水の影響に係る令和5年2月調査



【調査日】令和5年2月22日(干潮時刻12:55)  
 【結果】「C牛田橋」及び「D朝比奈川橋」は、塩素イオン濃度が194mg/L(海水混入率1%相当)より低く、海水の影響を無視できる程度と考えられる  
 ⇒「牛田橋」と「朝比奈川橋」を追加調査地点に設定

地点	時刻	塩素イオン濃度(mg/L)
A当巨大橋 (桜波基準点)	10:55	4,259
	11:25	5,635
	11:55	5,003
	12:25	4,895
	12:55(干潮)	5,409
	13:25	3,584
	13:55	2,504
	14:25	2,673
	14:55	3,188
B入江橋	12:52	503
C牛田橋	12:58(左岸)	164
	13:02(右岸)	155
D朝比奈川橋	13:13	113

4

# ○今後の方向性

⇒海水の影響が少ない地点を補助点として追加調査し、  
当地点の結果を加味し環境基準点の水質を評価

## 令和6年度調査概要

**場所** 瀬戸川下流及び  
朝比奈川下流  
**時期** 令和6年4月～  
令和7年3月  
(年12回)  
**調査地点**: 牛田橋、朝比奈川橋  
**調査項目**: 生活環境項目等  
(BOD、SS、pH、  
大腸菌数、  
塩素イオン濃度)



5

## ○その他海水の影響がある地点の評価方法(案)

水域名	測定地点	塩素イオン濃度 (mg/L) 2016 2017 2018 2019 2020 2021					
		R0	R1	R2	R3	R4	R5
P川	堤防	2,000~5,000	3,000~1,100	1,000~5,000	1,000~7,000	400~1,500	1~5~1,000
		3,700	3,000	2,000	3,117	2,400	2,600
	川底 四ノ川橋	1,500	1,000	1,000	3,000	1,000	3,000
		10~150	10~50	10~20	10~20	10~10	10~10
瀬戸川下流 及び朝比奈川 下流	内川大橋	20~14,000	20~10,000	14~11,000	130~4,000	200~7,000	20~1,000
		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	六宮橋	1,000	5,000	3,000	4,000	5,000	2,000
		200~8,000	200~6,000	80~6,000	700~8,000	200~6,000	200~7,000
朝比奈川	堤防	200~1,000	100~1,000	200~1,000	100~1,000	1,000~1,000	200~1,000
		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	白河橋	1,000	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000
		10~1,000	10~1,000	10~1,000	10~1,000	10~1,000	10~1,000
高田川下流	堤防	10~1,000	10~1,000	10~1,000	10~1,000	10~1,000	10~1,000
		10~1,000	10~1,000	10~1,000	10~1,000	10~1,000	10~1,000
	白河橋	10~1,000	10~1,000	10~1,000	10~1,000	10~1,000	10~1,000
		10~1,000	10~1,000	10~1,000	10~1,000	10~1,000	10~1,000

2地点を  
合わせて  
評価

塩素イオン  
濃度調査

高田川調査  
点

※1 海水混入率(及び塩素イオン濃度) 1%(10mg/L)、5%(100mg/L)、10%(1,000mg/L)、50%(5,000mg/L)  
※2 令和5年度の調査結果は暫定値  
○5年間のうち塩素イオン濃度の年間平均値が1,937mg/L(海水混入率10%相当)  
より高い場合がある水域⇒環境基準点と追加調査地点を合わせて水質評価

6

## 今後の予定

時期	内容
令和6年6月3日	第1回環境審議会に諮問
令和6年7月	第1回水質部会で審議
令和6年10月	第2回水質部会で審議
令和7年1月	第3回環境審議会へ報告及び答申
令和7年1～3月頃	河川管理者との協議
	県公報にて告示
令和7年4月1日※	新しい水域類型の適用

※水質汚濁防止法に基づく常時監視は年度単位で実施しているため、適用の日を4月1日とする。